

平成29年度さいたま市母子父子寡婦福祉資金貸付事業  
特別会計補正予算（第1号）

平成29年度さいたま市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37,350千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96,350千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成29年9月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		3,693	12,450	16,143
	1 一般会計繰入金	3,693	12,450	16,143
4 市債		0	24,900	24,900
	1 市債	0	24,900	24,900
歳入合計		59,000	37,350	96,350

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子父子寡婦福祉 資金貸付事業費		59,000	37,350	96,350
	1 母子父子寡婦福祉 資金貸付事業費	59,000	37,350	96,350
歳出合計		59,000	37,350	96,350

第2表

## 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	24,900	普通貸借	無利子	母子及び父子並びに寡婦 福祉法第37条第2項及 び第4項に定めるところ による。